

国立大学法人群馬大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>前文) 大学の基本的な目標</p> <p>本学は、北関東を代表する総合大学として、知の探求、伝承、実証の拠点として、次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること、先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること、そして、地域社会から世界にまで開かれた大学として社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。</p> <p>① 教育においては、1)教養教育、学部専門教育、大学院教育を通じて、豊かな人間性を備え、広い視野と探求心を持ち、基礎知識に裏打ちされた深い専門性を有する人材を育成する。2)学生の勉学を促進する学習環境と支援体制を整備する。</p> <p>② 研究においては、1)各専門分野で独創的な研究を展開する。とりわけ重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し、国際的な研究・人材育成の拠点を形成する。2)基礎的研究と応用的、実践的研究との融合を図り、産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進する。</p> <p>③ 社会貢献においては、1)地域の知の拠点として、学内外関係機関との連携した活動を通じて文化を育み、豊かな地域社会を創るために活動する。2)知の地域社会への還元を推進し、産業発展に貢献する。3)地域医療を担う中核として、医療福祉を向上させる。4)地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。</p> <p>④ 大学運営においては、1)学長のリーダーシップの下で経営戦略を明確にし、教職員の能力を引き出し、自主性・自律性を持</p>	

って効率的な大学運営にあたる。2)学内での情報の共有化と社会に対する情報発信を促進する。3)不断の点検・評価と改革を推進し、大学の活力を維持発展させる。

◆ **中期目標の期間及び教育研究組織**

1 中期目標の期間

平成 22 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表 1 に記載する学部、研究科等及び別表 2 に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

(i) 学士課程

豊かな知性と感性及び広い視野を持ち、学士力に裏打ちされた、社会から信頼される人材を養成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

- ① 学部の教育の理念・目標に基づく明確なアドミッション・ポリシーを広く周知し、適切な入学者選抜を実施する。
- ② 教養教育においては、幅広く深い教養を涵養し、自然との共生を基盤にした豊かな人間性と総合的判断力を育むために、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育等に重点をおき、国際化に対応できる能力及び情報処理能力など、学士力の基盤となる能力を身に付けさせる教育を展開する。
- ③ 専門教育においては、専門職業人として社会で活躍できるように、専門分野の知識と技能及び実践的能力と問題解決能力を涵養して、学士力を高める教育を展開する。
- ④ 教育成果を向上させるために、少人数学習、グループ討論形式の授業等を展開する。特に教員と学生との対話を重視しながら、問題解決のための調査、分析、結果のまとめ、報告書作成、プレゼンテーション等の技能を修得させる。

(ii) 大学院課程

高い倫理観と豊かな学識に立脚し、実践力を有する高度専門職業人及び創造的能力を備えた研究者を養成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

教育課程を効果的に遂行するために、教員を適切に配置し、FD

⑤ キャリア教育を、初年次から専門教育にわたって体系的に実施する。

⑥ シラバスに明示した厳格な評価基準により、適切な評価を実施するとともに、必要に応じてGPAによる成績の検証を行う。また、卒業認定の基準に基づき、適正な卒業判定を行う。

(ii) 大学院課程

① 研究科及び学府の理念・目標に基づく明確なアドミッション・ポリシーを広く周知するとともに、社会人等の多様な学習歴を持つ受験生の資質・能力を適切に評価して入学者を選抜する。

② 専門分野の最先端までの知識と技能を修得させるとともに、課題探求・問題解決能力等の高度な研究能力を養成する教育を展開する。高度専門職業人を目指す者は、修得した能力を実践に活かせるよう、研究者を目指す者は、自立して創造的研究活動ができるよう指導する。

③ 大学院課程で共通に必要なとされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるための共通カリキュラムを系統的に展開する。また、学部教育と連続性・整合性を持つ体系的な大学院カリキュラムを展開する。

④ 効果的に教育を展開するために、セミナー、研究会、学会等に積極的に参加させ、国内外の研究者との交流を通して、教育成果を検証する。

適切な評価基準を設定し、専門学術誌や国内外で開催される専門学会での発表等を評価する。

⑤ 夜間や特定の時期に開講するなど教育方法を工夫し、社会人等のニーズに応える。

⑥ シラバスに明示した厳格な評価基準により、適切な評価を行う。

また、成績優秀な学生の顕彰を行うとともに、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 教育体制を点検し、全学的視点に立って適切な人員配置を行う。

活動及び評価システムを活用して、教育の質の改善を行う。

(3) 学生への支援に関する目標

多様な学生のニーズに対応した効果的な学習支援を行うため、相談体制を充実するとともに、学生の生活、健康及び就職などの学生生活全般にわたる支援を行う。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ① 各専門分野において独創的な研究を世界水準で展開するとともに、本学の伝統をなす実践的、実学的研究と基礎的諸科学との融合を図り、学際的研究分野を進展させる。
- ② 地域社会の諸課題についての研究を行い、その成果を地域社会に還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

研究の発展を促進するため、また、大学として重点的に取り組む領域や学部(研究科、学府)・学科(専攻)の枠を越えた複合領域の研究を推進するために、学長のリーダーシップに基づいて研究者等を適切に配置し、施設及び設備などの研究環境を整備する。さらに、国際的競争力を持つ先進的研究拠点の活動を担う人材を育成する。

3 その他の目標

- ② 教員評価、FD活動、学生による授業評価及び学生・卒業生などの意見調査を行い、教育方法を改善する。
- ③ 学生との懇談会を定期的実施し、学生から意見を聴取して、教育方法の改善と教育環境の整備を行う。また、教員の学生指導や教員と学生の意見交換にはICTも活用する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

大学教育・学生支援機構及び各学部などにおいて、学生の学習支援、生活支援、就職支援、健康支援を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①—1) 研究者の自由な発想と課題設定に基づく多様な基礎研究を推進する。
 - 2) 本学の特色を活かし、優れた研究教育拠点の形成を見込むことのできる研究をプロジェクト型研究として設定し、重点的に推進する。
- ② 学外組織と共同研究を行う等、地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を推進し、その成果を広く地域社会に還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ① 学長が裁量権を持つ教職員枠により、研究者、研究支援者等の適正配置を行う。
- ② 若手研究者の研究を支援するために研究助成金及び海外派遣助成金を措置する。
- ③ 施設使用面積並びに研究室の配分・配置の見直しを行い、研究スペースを競争原理に基づき重点的に貸与する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ① 大学の教育研究の成果を積極的に開放するとともに、地域社会の核となって他大学及び諸機関などとの連携活動を推進し、地域社会の活性化と教育文化水準の向上に貢献する。
- ② 産学官連携活動を一層推進し、研究成果の社会還元を行うなど、社会の多様なニーズに応える。

(2) 国際化に関する目標

- ① 海外からの留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣を推進するとともに、国際的視野に立って教育、研究を充実する。
- ② 海外の大学等との学術交流を推進し、教職員の国際交流を積極的に行う。

(3) 附属病院に関する目標

患者中心の医療を推進し、安心・安全で質の高い医療を提供する。

(4) 附属学校に関する目標

- ① 教育学部及び教育学研究科との連携により教育実習等を充実させ、教員養成教育の機能を強化する。

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ① 地域連携推進室を中心に、公開講座、各種体験教室、高大連携事業等の実施により、地域の振興・発展に貢献する。
- ② 研究・産学連携戦略推進機構を中心に、産学連携活動と知的財産の技術移転活動を推進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ① 海外からの留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣を推進する。また、留学生に対する教育や生活支援等を充実させる。
- ② 教職員の国際交流を推進し、必要に応じて外国人研究者の招聘を行う。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ① 医療事故防止・院内感染対策等のための院内安全管理体制を安定的に運用するとともに、患者サービスをさらに向上させる。
- ② 大学院医学系研究科、生体調節研究所、重粒子線医学研究センター等との共同研究により、先進医療及び医療機器等の研究開発を推進する。
- ③ 重粒子線がん治療に向けて体制を整備し、臨床運用する。
- ④ 医療人能力開発センターを中心として、医師、コメディカル等の医療従事者の専門能力を高める教育研修プログラムを実施する。
- ⑤ 自治体及び県内外の医療機関との連携により地域医療の質を向上させるとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育活動を行う。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 教育学部の教育実習計画に基づき教育実習の指導内容・方法の改善を図るとともに、教育学研究科の教育課程にも積極的に協力する。

② 教育学部及び教育学研究科との共同研究を組織的に展開し、その成果を附属学校での教育に活用する。

③ 地域の教育のモデル校として関係教育機関と連携し、地域の教育活動の活性化に貢献する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

① 学長のリーダーシップの下、機動的な組織運営を図り、教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の各般にわたり、実施体制・方法等のあり方について、本学の基本的な目標を踏まえた不断の見直しを行いつつ、戦略的な学内資源配分を行う。

② 教職員の評価を実施し、評価結果を適正に活用する。

③ 学長及び役員会を中心とし、適切な人事管理を行う。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

業務内容の改善を通じて効率的・合理的な業務運営を実現する。

III 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

① 外部研究資金とその他の自己収入の増加に努める。

②-1) 学部・附属共同研究委員会の活動を充実させ、教育学部及び教育学研究科との共同研究を推進するとともに、学外に向けて研究成果を公開する。

2) 地域の教育の充実に貢献できるような、附属学校の先導的・実験的な活用を推進し、その成果を検証する。

③ 教育の現代的課題に対応するため、特別支援教育サポートセンターを改組・整備し、地域の教育への貢献活動を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

① 教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の分野について重点とすべき内容を精選の上、教育研究組織等の見直しや整備等を含め、適切な学内資源の配分を行う。

② 教職員の人事評価を定期的実施し、評価結果を給与等に反映させる。

③ 運営費交付金、事業収入等に基づく、効率的な人員管理、人件費の運用を行うとともに競争的資金等を活用する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

業務内容の簡素・合理化を進め、必要に応じ事務処理体制を見直しつつ、効率的な事務執行を行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①-1) 学内外にまたがるプロジェクト型研究により、大型外部研究資金獲得を目指す。

2) 科学研究費補助金等各種外部研究資金の獲得のために、教職員に対する積極的な情報提供と支援を行う。

3) 収入の増加を図るため、共同研究の推進等、産学官連携を積極的に進める。

② 附属病院の健全な経営と安定した収入の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

効率的な予算執行と業務の効率化により管理的経費を削減する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価を厳正に実施するとともに、第三者評価等の結果を大学運営の改善に役立てる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

教育研究その他大学運営全般に関する情報を積極的かつ効果的に発信し、社会に対する説明責任を果たす。

V その他業務運営に関する重要目標

② 安定的かつ効率的な病院運営により、収入を確保するとともに、経費の削減に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

各種業務委託の点検及び光熱水量の抑制などにより、管理的経費を削減する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ① 自己点検・評価を定期的実施するとともに、第三者評価等の結果を業務改善に反映させる。
- ② 教員評価の結果を踏まえ、教員の諸活動の支援・啓発を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況について、積極的に公開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ① 施設の整備方針を明確にし、各キャンパスの特性を踏まえた施設整備を重点的・計画的に行うとともに、点検・評価に基づき有効活用を行う。
- ② 設備の整備を計画的に行うとともに、有効活用を行う。
- ③ 公共施設としてのキャンパス機能を確保するため、人と地球環境に十分配慮した施設整備を行う。

2 安全管理に関する目標

安全対策の強化及び安全管理教育の徹底を通して、学生及び教職員などの安全を確保する。

また、情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティを高める。

3 法令遵守に関する目標

国立大学法人としての使命感・倫理観に立ち、法令及び関係諸規則に基づく公正・透明性のある運営を行う。

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ① 施設整備推進戦略に基づき、計画的に整備を行うとともに、施設の点検・評価に基づく有効活用を行う。
- ② 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備するとともに、有効活用を行う。
- ③ 地球環境の保全に配慮し、多様な利用者が安全かつ快適に利用できるキャンパス整備を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ① 危機管理規則及び教職員安全衛生管理規則などに基づき、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。
- ② 安全管理教育を徹底させるため、定期的に安全衛生講習会等を開催する。
- ③ 群馬大学情報セキュリティポリシーを普及し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底させる。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

研究活動における不正防止、研究費等の適正な経理並びに服務規律等の徹底を図るため、教職員に対する啓発活動等を行うなど、法令遵守を徹底する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

32億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

該当無し

2 担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
(荒牧)総合研究棟改修 (教育学系)、 (荒牧)屋内運動場改修、 小規模改修(営繕事業)	総額	施設整備費補助金(454)
	766	船舶建造費補助金(0)
		長期借入金 (0)
		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (312)

(注1) 施設・設備の内容・金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要

な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について22年度以降は21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 基本原則

- ① 教員の選考に当たっては、本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、教育・研究業績及び能力等を総合的に判断して行う。広く学内外に有能な人材を求めるため、原則として公募制を採用する。また、必要に応じて任期制を積極的に活用する。
- ② 職員の採用及び昇任に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。

(2) 人員管理

- ① 人員管理に関する中・長期的計画を策定するとともに、各部局及び部局間の教職員配置等に関する適正な調整を行う。
- ② 必要に応じて、外部資金の活用により教職員を配置する。

(3) 人事管理及び研修等

- ① 人材育成の視点、能力及び業績等を重視した人事管理を行う。
- ② 大学教職員としての多様な能力等の養成及び向上を図るため、定期的な研修を実施し、効果的な運用を図る。
- ③ 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、他の国立大学法人、国、独立行政法人、地方公共団体、民間団体等の諸機関との人事交流を積極的に行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総見込み 100,515 百万円

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI 事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H22	H23	H24	H25	H26	H27			
長期借入金 償還額 (国立大学財務・ 経営センター)	2,899	3,001	2,823	2,627	2,447	2,340	16,137	13,631	29,768

(注)金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当なし

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越金については、次の事業の財源に充てる。
教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 群馬大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	72,901
施設整備費補助金	454
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	312
自己収入	137,244
授業料及び入学料検定料収入	23,532
附属病院収入	112,969
財産処分収入	0
雑収入	743
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	15,795
長期借入金収入	0
計	226,706
支出	
業務費	189,686
教育研究経費	97,176
診療経費	92,510
施設整備費	766
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	15,795
長期借入金償還金	20,459
計	226,706

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 100,515百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人群馬大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の 人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の 人件費相当額及び教育研究診療 経費。
 - ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の 人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の 人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及 び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される 免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員 超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相 当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度にお ける J (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収 入。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③) 、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B (y) = H (y)}$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特設要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C (y) = I (y)}$$

I (y) : 特設要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D (y) = \{ J (y) + K (y) \} - L (y)}$$

$$(1) J (y) = J (y - 1) \pm V (y)$$

$$(2) K (y) = K (y)$$

$$(3) L (y) = L (y - 1) \pm W (y)$$

J (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

K (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

L (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方

で△1.4%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β（ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 群馬大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	223,606
經常費用	223,606
業務費	196,637
教育研究経費	36,703
診療経費	44,595
受託研究費等	7,925
役員人件費	601
教員人件費	53,687
職員人件費	53,126
一般管理費	1,758
財務費用	3,063
雑損	0
減価償却費	22,148
臨時損失	0
収入の部	226,186
經常収益	226,186
運営費交付金収益	71,563
授業料収益	19,153
入学金収益	3,009
検定料収益	768
附属病院収益	112,969
受託研究等収益	7,925
寄附金収益	7,700
財務収益	173
雑益	570
資産見返負債戻入	2,356
臨時利益	0
純利益	2,580
総利益	2,580

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 群馬大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	229,158
業務活動による支出	200,784
投資活動による支出	5,463
財務活動による支出	20,459
次期中期目標期間への繰越金	2,452
資金収入	229,158
業務活動による収入	225,940
運営費交付金による収入	72,901
授業料及び入学料検定料による収入	23,532
附属病院収入	112,969
受託研究等収入	7,925
寄附金収入	7,870
その他の収入	743
投資活動による収入	766
施設費による収入	766
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	2,452

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表 1 (学部、研究科等)

学 部	教育学部 社会情報学部 医学部 理工学部
研 究 科	教育学研究科 社会情報学研究科 医学系研究科 保健学研究科
学 府	理工学府

別表 2 (共同利用・共同研究拠点)

生体調節研究所

別表（収容定員）

平成22年度	教育学部	880人
	社会情報学部	440人
	医学部	1,302人 (うち医師養成に係る分野612人)
	工学部	2,100人
	教育学研究科	78人 〔うち修士課程46人 専門職学位課程32人〕
	社会情報学研究科	24人 (うち修士課程24人)
	医学系研究科	460人 〔うち修士課程142人 博士課程318人〕
	工学研究科	717人 〔うち修士課程600人 博士課程117人〕
平成23年度	教育学部	880人
	社会情報学部	440人
	医学部	1,310人 (うち医師養成に係る分野635人)
	工学部	2,100人
	教育学研究科	78人 〔うち修士課程46人 専門職学位課程32人〕
	社会情報学研究科	28人 (うち修士課程28人)
	医学系研究科	288人 〔うち修士課程30人 博士課程258人〕
	保健学研究科	146人 〔うち修士課程106人 博士課程40人〕

	工学研究科	7 1 7 人 〔うち修士課程 6 0 0 人〕 〔博士課程 1 1 7 人〕
平成 24 年 度	教育学部	8 8 0 人
	社会情報学部	4 4 0 人
平成 25 年 度	医学部	1, 3 1 8 人 (うち医師養成に係る分野 6 5 8 人)
	工学部	2, 1 0 0 人
平成 24 年 度	教育学研究科	7 8 人 〔うち修士課程 4 6 人〕 〔専門職学位課程 3 2 人〕
	社会情報学研究科	2 8 人 (うち修士課程 2 8 人)
	医学系研究科	2 7 3 人 〔うち修士課程 3 0 人〕 〔博士課程 2 4 3 人〕
	保健学研究科	1 3 5 人 〔うち修士課程 1 0 0 人〕 〔博士課程 3 5 人〕
	工学研究科	7 1 7 人 〔うち修士課程 6 0 0 人〕 〔博士課程 1 1 7 人〕
平成 25 年 度	教育学部	8 8 0 人
	社会情報学部	4 4 0 人
平成 25 年 度	医学部	1, 3 4 1 人 (うち医師養成に係る分野 6 8 1 人)
	工学部	1, 5 9 0 人
平成 25 年 度	理工学部	5 1 0 人
	教育学研究科	7 8 人 〔うち修士課程 4 6 人〕 〔専門職学位課程 3 2 人〕
平成 25 年 度	社会情報学研究科	2 8 人

年 度		(うち修士課程 28人)
	医学系研究科	258人 〔うち修士課程 30人〕 〔博士課程 228人〕
	保健学研究科	130人 〔うち修士課程 100人〕 〔博士課程 30人〕
	工学研究科	378人 〔うち修士課程 300人〕 〔博士課程 78人〕
	理工学府	339人 〔うち修士課程 300人〕 〔博士課程 39人〕
平 成	教育学部	880人
	社会情報学部	440人
	医学部	1,364人 (うち医師養成に係る分野 704人)
	工学部	1,080人
	理工学部	1,020人
26 年 度	教育学研究科	78人 〔うち修士課程 46人〕 〔専門職学位課程 32人〕
	社会情報学研究科	28人 (うち修士課程 28人)
	医学系研究科	258人 〔うち修士課程 30人〕 〔博士課程 228人〕
	保健学研究科	130人 〔うち修士課程 100人〕 〔博士課程 30人〕
	工学研究科	39人 〔うち博士課程 39人〕
	理工学府	678人 〔うち修士課程 600人〕 〔博士課程 78人〕

平成27年度	教育学部	880人
	社会情報学部	440人
	医学部	1,377人 (うち医師養成に係る分野717人)
	工学部	540人
	理工学部	1,560人
27	教育学研究科	78人 〔うち修士課程46人〕 〔 専門職学位課程32人 〕
年	社会情報学研究科	28人 (うち修士課程28人)
度	医学系研究科	258人 〔うち修士課程 30人〕 〔 博士課程228人 〕
	保健学研究科	130人 〔うち修士課程100人〕 〔 博士課程 30人 〕
	理工学府	717人 〔うち修士課程600人〕 〔 博士課程117人 〕